

令和3年 1月12日

保護者 様

所沢市教育委員会教育長

緊急事態宣言に伴うご家庭へのお願い

日頃より、本市の教育活動にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。

この度、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の急激な増加に伴い、政府から埼玉県を含む1都3県に緊急事態宣言が発出されました。また、埼玉県教育委員会からは緊急事態宣言に伴う対応について通知が出されました。これらを受け、市内小・中学校におきましては、感染症対策の徹底を図るとともに、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校教育活動を継続し、児童生徒の学びを保障してまいります。

つきましては、下記の点について改めてお願いするとともに、学校の対応についてお知らせします。また、学年末のまとめの時期であり、進級・進路選択を控えておりますことから、特段のご配慮、ご協力をお願いいたします。

記

1 日常の健康管理と基本的感染症対策の徹底について

- 毎朝登校前に検温を行うなど、体調管理の徹底をお願いします。
- 免疫力を高めるために、食事、睡眠など、規則正しい生活リズムで過ごし、体調を整え健康管理に努めてください。
- 3密の回避、石けんと流水による手洗い、マスクの着用、適切な換気・保湿など、基本的な感染症対策を徹底してください。
- マスクを外す場面では、会話をしないようにしましょう。
※マスクを正しく着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った状態にする）できるようにしましょう。
- 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかに帰宅しましょう。外出する場合でも、人数や時間を最小限にしましょう。
- 児童生徒のみの会食等は自粛しましょう。

2 発熱等の風邪症状がある場合や感染が疑われる場合について

- 以下の場合には登校をさせないようにしてください。その場合は、欠席ではなく「出席停止」扱いとなります。
 - (1)体調不良（発熱、咳等の風邪症状、倦怠感がある等）がある場合
※再登校の時期については、かかりつけ医や学校にご相談ください。
 - (2)児童生徒の同居のご家族に風邪症状が見られる場合
※ただし、同居家族が医師の診断を受けて、児童生徒の登校については差し支えないと判断された場合は、出席できることとします。
 - (3)児童生徒や同居家族がPCR検査等を受けることになった場合
※PCR検査等を受けることが必要と判断された日から、陰性の結果が出るまでの間は、登校できません。
 - (4)児童生徒が濃厚接触者となった場合
※保健所が指定した自宅待機期間が終了するまで登校できません。

- 児童生徒や同居のご家族の感染が疑われる(濃厚接触者、PCR 検査等の対象者になる)場合は、学校へ速やかに連絡をお願いします。
- 登校後に体調不良となった場合には、速やかに帰宅させますのでご了承ください。

3 「心のケア」や「偏見・差別の防止」について

子どもたちは、長期にわたる新型コロナウイルス感染症への対応によるストレスや、「罹患してしまうのではないか」等の不安を抱えている可能性があります。特に受験を控えたお子さんは、進路面での心配もあり、不安が大きくなることも予想されます。ご家庭においても子どもたちの心の状態の把握に努めていただき、心配な様子が見られました場合は、学校へもご相談ください。また、感染された方やその家族、医療に従事する方等への偏見や差別は許されないことをご家庭でもご指導ください。

4 緊急事態宣言を受けての学校の対応について

(1)各教科について

- 以下の活動は行わないこととします。
 - ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(2)部活動について

- 部活動は、異なる学年・学級の生徒が交わる機会であることから、特に留意する必要があることを踏まえ、以下の対応を取ることとします。
 - ・可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動するようにします。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにします。
 - ・朝練習、休業日の活動は行わないこととします。
 - ・対外試合や合同練習は原則として中止します。

(3)給食について

- ・給食の配膳を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を変えるなどの対応をとります。
- ・児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底します。
- ・会食中の会話を控えることを徹底します。
- ・食べる時以外は必ずマスクを着用します。
- ・調理員等に感染者・濃厚接触者が多数発生し、調理に支障が出るような場合は、状況によって給食の一時停止、または品数の調整をさせていただくことがございますのでご了承ください。